

ダイジェスト版

公認会計士の使命と役割期待

松山大学経営学部 2013年11月13日

公認会計士・監査審査会
常勤委員 廣本 敏郎

はじめに

審査会の組織と業務

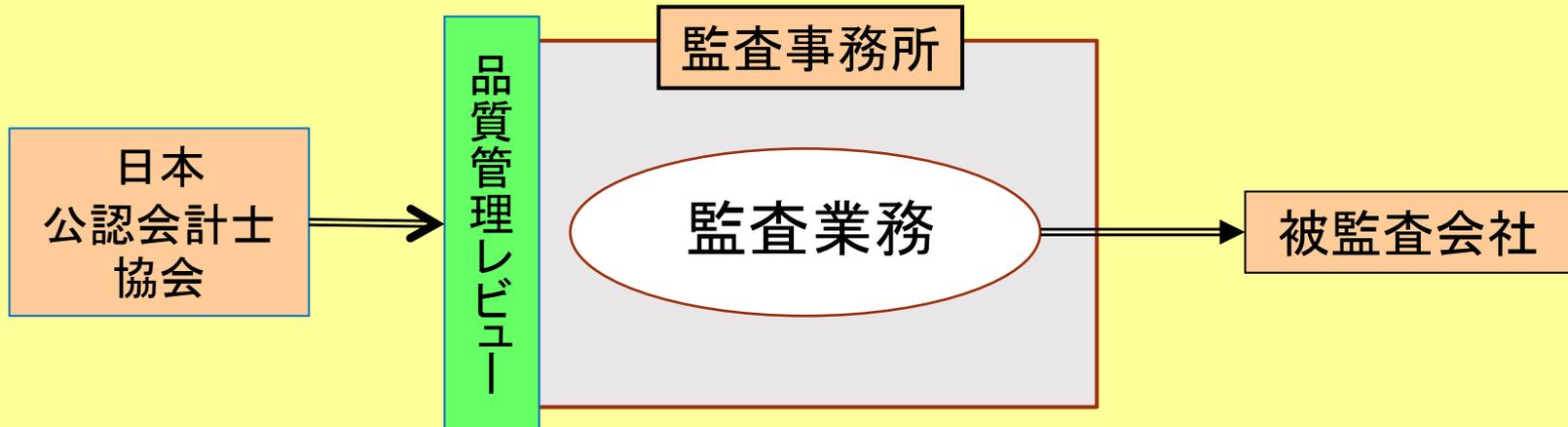
公認会計士・監査審査会の発足

- **設置** 2004年（平成16年）
 - 一連の不正会計事件による会計不信の世界的な高まりを背景に、欧米での監査監督機関の設立と併行して、独立して職権を行使する合議制の行政機関として設置
 - 前身は公認会計士審査会。その沿革は公認会計士法が制定された1948年まで遡る。
- **業務内容**
 - 公認会計士試験の実施、監査事務所の検査など
- **組織**
 - 審査会（会長1名、委員9名）、事務局

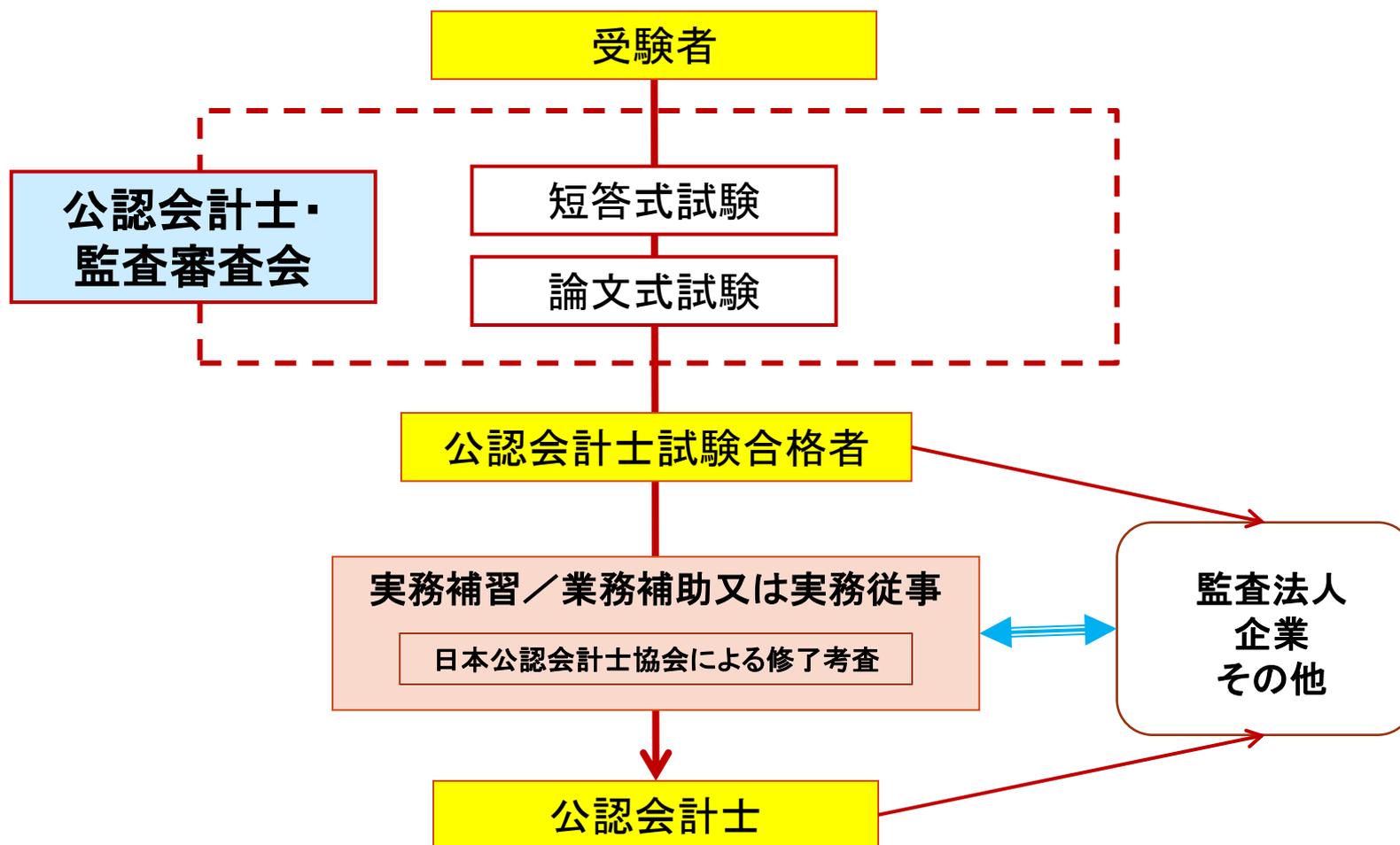
監査監督機関としての審査会

審査会
(審査・検査)

審査会の審査・検査は、原則として、品質管理レビューを前提に行われる。



試験実施機関としての審査会



公認会計士の使命

「公認会計士法」第1条

公認会計士法 第1条

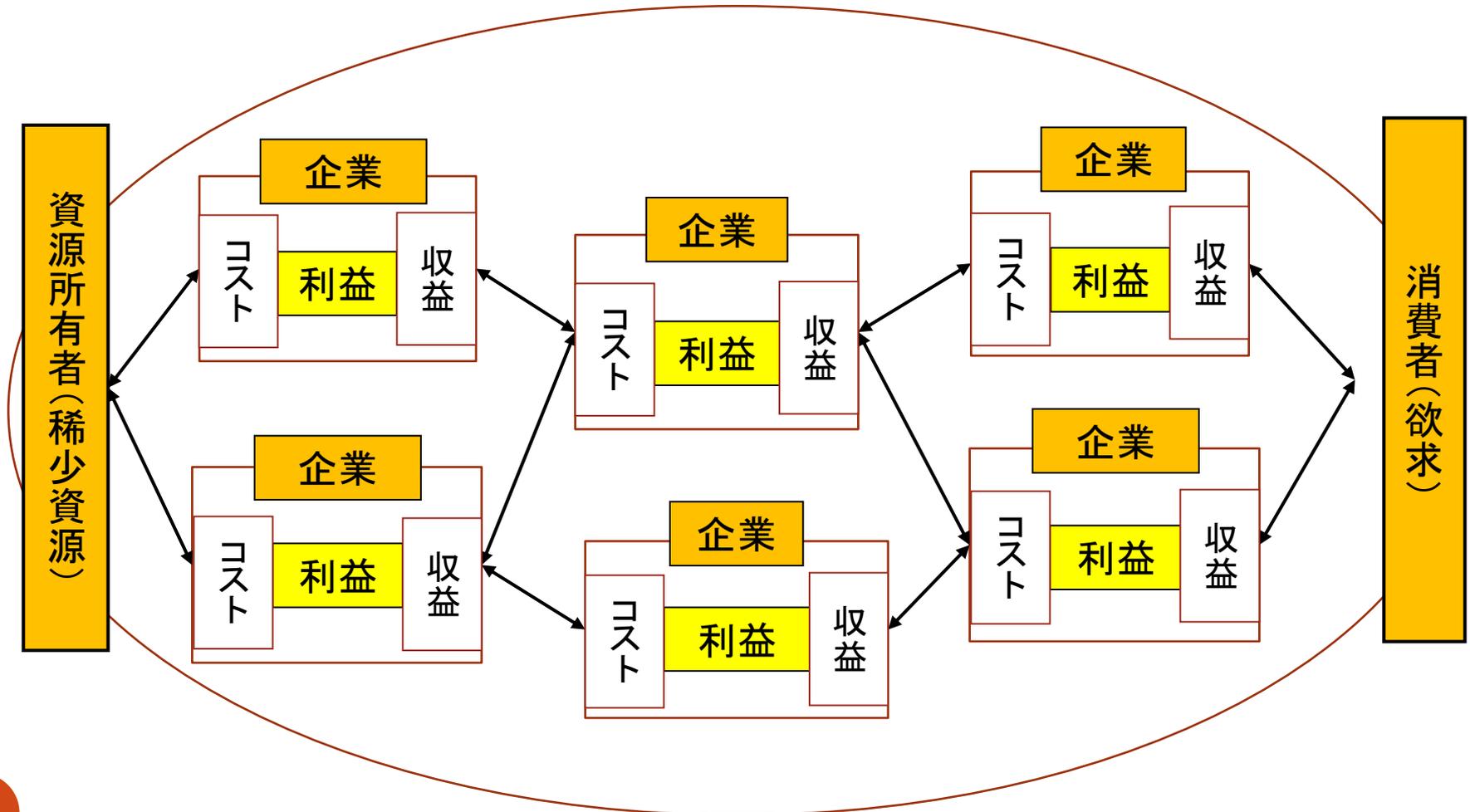
公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

市場経済における会計・監査の意義

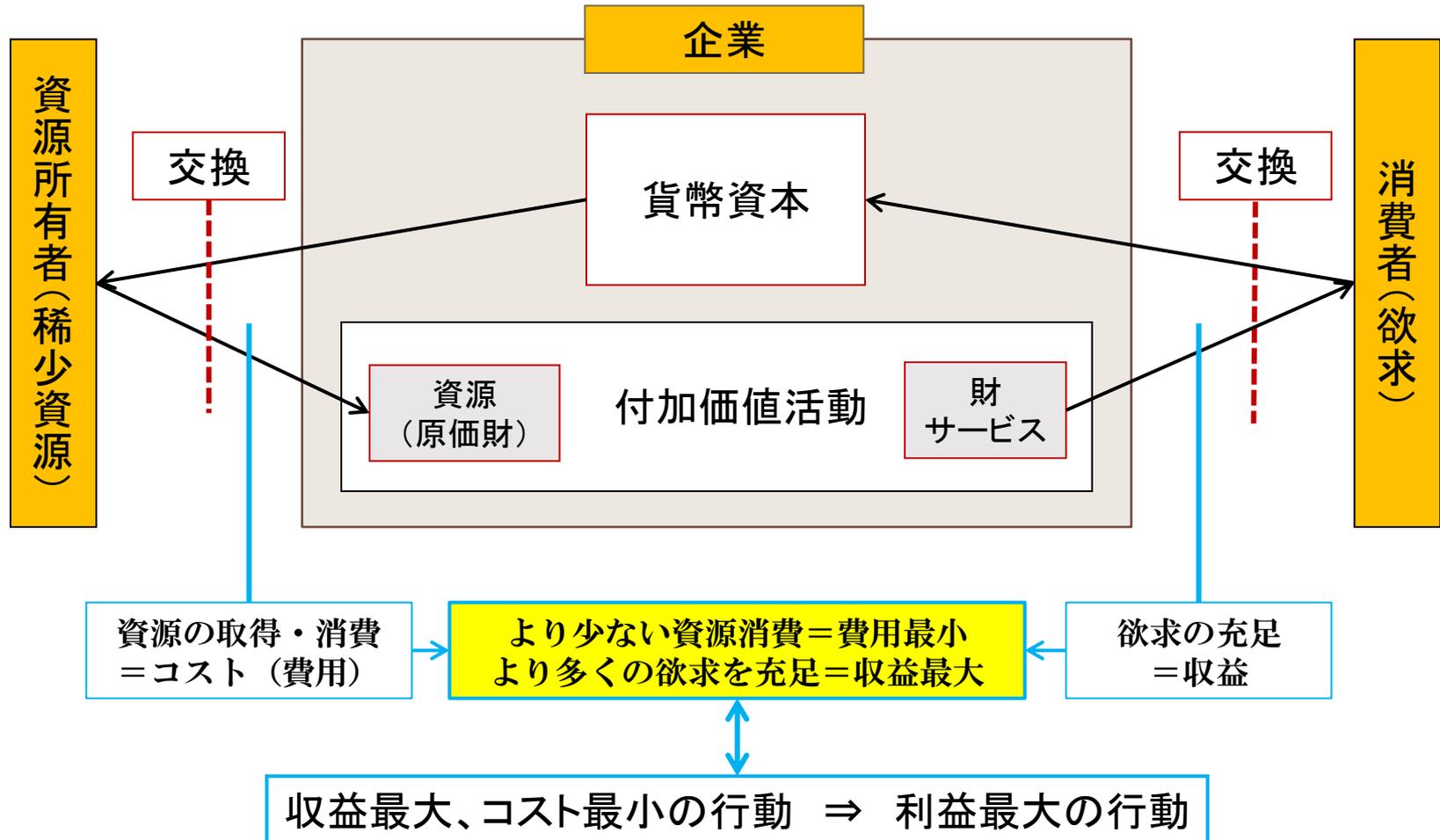
市場経済と会計・監査

会計なくして経済なし

～企業の行動原理「収益最大、コスト最小」～

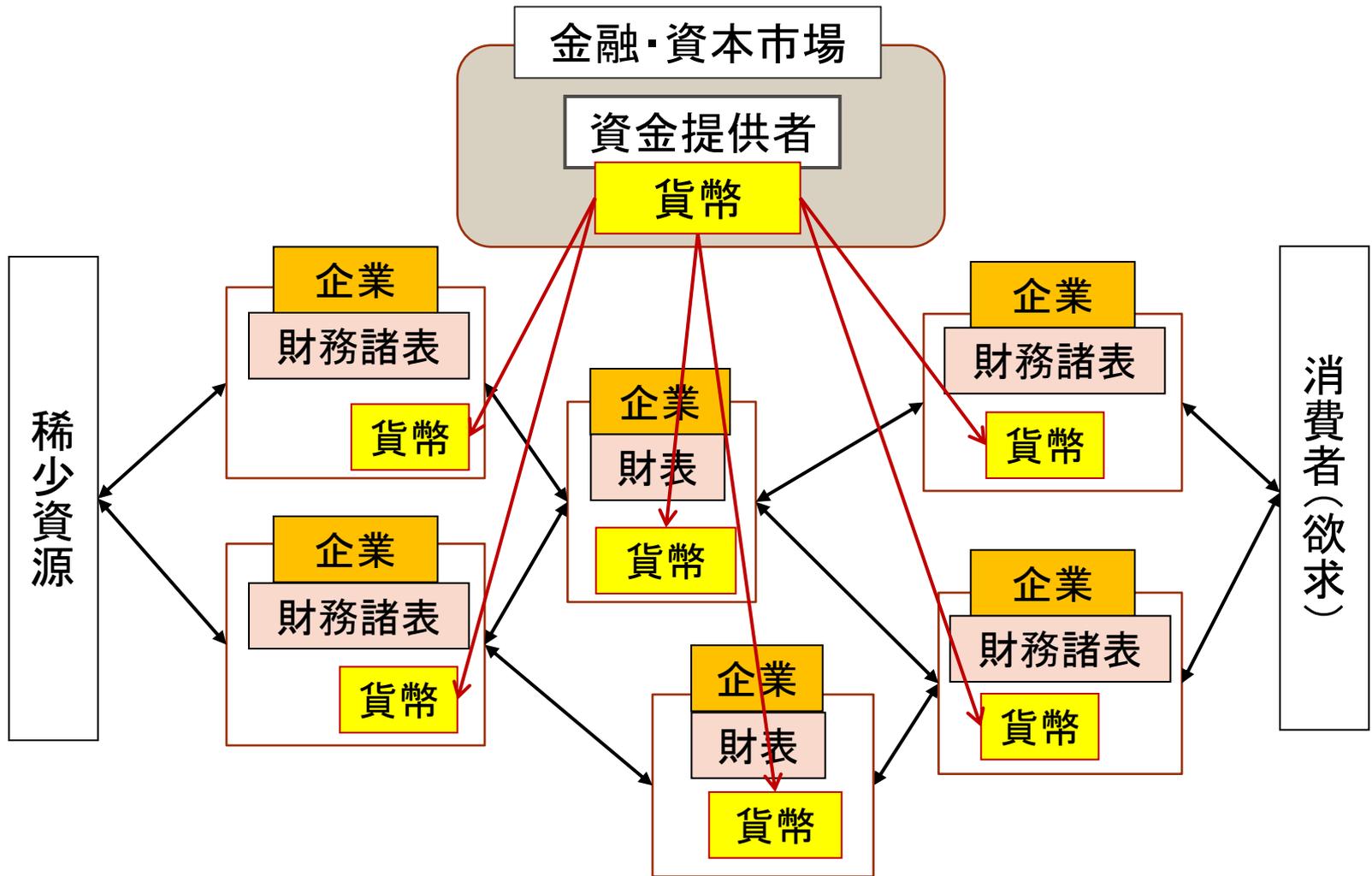


会計による企業活動の見える化

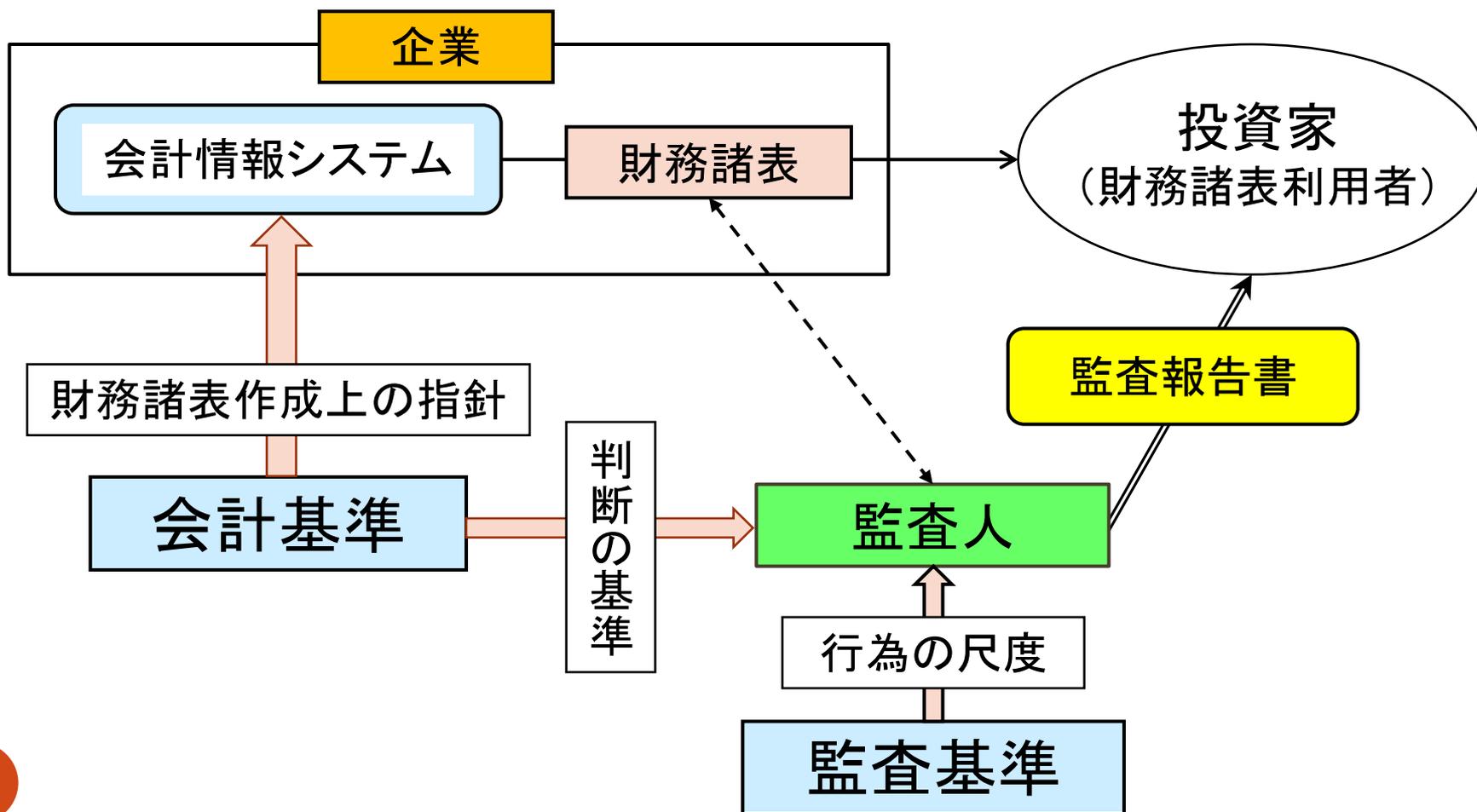


実体経済を支える金融・資本市場

～国民経済における資金の有効かつ効率的配分～



財務諸表の信頼性確保と監査



市場経済における会計・監査の意義

会計基準と公認会計士

会計基準の必要性

～所有と経営の分離～

- 企業が小規模で、その経営はオーナー経営者によって行われ、また、取引が比較的単純な性格のものであったときには、会計基準の必要性はほとんどなかった。
- しかし、大企業が出現して、所有と経営の分離傾向が生じると、会計の任務は拡大された。すなわち、オーナー経営者のために会計を行うことに加えて、不在出資者への情報提供という機能が生まれた。その結果、会計基準の必要性が大きく増大した。

(続)

公認会計士に対する役割期待

- 会計の公的な義務が認識されているかどうかを見究めるといふ役割の多くは、公認会計士の肩にかかっている。これは当然のことである。
- なぜなら、出資者その他の利害を会社経営者に対して代表すると同時に、すべての利害関係者たちに対し経営者を代表することは、公認会計士の本来の機能だからである。
- この二重の責任を果たすため、公認会計士は、広い理解と鋭い正義感、そして高度の独立性を備えなければならない。

(Peyton = Littleton (中島省吾訳) 『会社会計基準序説』

(改訳) 1958年、1-6頁)

市場経済における会計・監査の意義

会計責任の概念

会計責任 (accountability)

- 過去何世紀にもわたって、会計の社会的・組織的な筋金として会計責任 (アカウンタビリティ) が存在してきた。
- 近代社会および近代組織は、その活動を記録し報告することを基礎とする会計責任の複雑なネットワークに依存している。したがって、会計は、企業活動とその成果の記録と報告から出発し、会計責任の解除によって終わることになる。少なくとも現行実務を合理的に解釈しようとする限り、これが会計の基本的な性格である。すなわち、会計責任こそ、会計を社会や組織における他の情報システムから区別するものだということができる。

(井尻雄士『会計測定の理論』東洋経済新報社、1976年、49頁)

会計責任説の考え方

- 会計責任説では、財務諸表はたんに氷山の一角にすぎず、重要なのはその背後にあるシステムであると考えます。財務諸表にある項目はすべて詳細な取引の記録と証票によって釈明され得る、という暗黙の保証を重要視する。
- 釈明する (account for) とは、ある結果 (例えば現金残高) を生み出した原因となるもの (例えば現金収支取引) を列挙し、どうして (why and how) その結果が生じたかを説明することである。その意味で、会計人は、科学における研究者と同様、たえず「どうして」という疑問に答えられるように努力するのである。

(井尻、序文iii)

市場経済のあり方

歴史に学ぶ

アダム・スミスが描いた市場経済

- 経済の世界は、「自分自身の境遇を改善せんとする欲望」によって導かれている世界である…利己心というものが経済という世界の原動力である…
- (しかし) スミスによると、この利己心というものは、めいめいが何でも勝手放題なことをしてよろしいというのではなく、そこに一つの社会性がなければならないということになっている。社会的な枠のない、無軌道な、勝手気ままな欲望の追求というものは、人間の行為でもなければモラルでもない。

(高島善哉『アダム・スミス』岩波新書、1968年、76頁)

渋沢栄一とアダム・スミス

- 渋沢は、アダム・スミスとの関係について、大正12年（渋沢83歳）、帝国発明協会における「道徳経済合一説」と題する演説の中で、次のように述べている。
 - 「聞くところによれば、経済学の祖英人アダム・スミスは、グラスゴー大学の倫理哲学教授であって、同情主義（sympathy 同感）の倫理学を起し、次いで有名なる富国論を著して、近世経済学を起したということであるが、これはいわゆる先聖後聖その揆を一にするものである。利義合一は東西両洋通ずる不易の原理であると信じます」

（木村昌人『渋沢栄一』中公新書、1991年、9-10頁）

市場経済の利他性

～マーシャルの経済学から学ぶ～

- 良い取引は、単に自分だけを潤すのではなく、取引相手も同じように潤してくれる。
 - 洋の東西を問わず、近代から現代に至るまで経済は市場から利他性を引き出すことで発展してきたと言ってよい。
- 利他性の強い市場が、質の高い市場である。
 - リーマン・ショックによって一般の機関投資家が大きな損失を被ったことが示すように、現代の金融市場は素人が手を出すと火傷をする鉄火場のような状態にある。世界の資本形成を司る金融市場が鉄火場になっては、それと連動する世界市場全体の質も高いとは言い難い。

市場経済の利他性（続き）

- 過去の経済危機を乗り越えることができたのは、適切な社会システムが形成され、利他性の強い市場が再生できたからだ。
- 21世紀の世界に望まれるのは、構成員一人ひとりが豊かな生活を創り出していける利他的な市場に基づく経済である。…我が国は、社会システムを見直し、利他性の強い市場経済を形成しなくてはならない。それが、マーシャルから学ぶべき最大の教えだろう。

（矢野誠京都大学教授『やさしい経済学 危機・先人に学ぶ：マーシャル⑨利他性強い市場』日本経済新聞、2012年6月29日）

会計および監査の実際

パナソニックおよび京セラにおける
経営と会計

松下における経理の実際

～経営基本方針に合致した利益であること～

- 松下電器では、毎月各事業部の決算が中央に集まり、それを本社で克明にチェックしているが、その“よりどころ”は…創業者の示されている経営の基本方針に沿うものである。
- 一例を挙げると、ある事業部が大きな利益をあげてもそれが経営の基本方針に反し、世間から非難されるような手段によって得たものであれば、絶対に承認されない。逆に、利益のあがっていない事業部があれば、我々の考え方は、たとえいかに競争が激しくても、社会に貢献していれば必ず適正な報酬、つまり利益はいただけるという考え方であるから、利益が得られなということは、どこかに欠点があるはずだと考えて、厳しく追及していくようにしている。

松下における経理の実際

～経理の独立性～

- “経理の乱れは経営の乱れにつながる” という考え方は一貫して変わっていない。だから、松下電器では「経理社員」の規定を設け、もし事業部長が経理規定に反するようなことを要求した場合は、事業部長に対してその誤りを改めてもらうよう建言する責任を経理社員に与えている。
- うるさい部下だ、気に入らないということでも事業部長が勝手に異動させたりするのは困る。そういうことが起こらないために、経理社員に対する人事権は本社の経理本部長がもつようにしてある。
- したがって経理社員は、上司といえども安心して是非をはっきり言える立場にあるのである。

(高橋荒太郎『語り継ぐ松下経営』 215-216頁)

会計および監査の実際

監査の批判的機能と指導的機能

監査の批判的機能と指導的機能

- 金融機関の破綻、同時に、今世紀に入ってから、会計士に対する訴訟というものが、際立って増加しているわけではないですけれども、徐々に見られ、そして極めて大きな、激震ともいえる2007年の中央青山監査法人の解体という事件を経て、あらためて監査関係者は金融商品取引法第1条に盛られている投資者保護というものをより強く意識した監査に変わってきているのではないか、という風に見ている。
- そういう中で、では公認会計士の役割が変わってきたのかというと、公認会計士が批判機能を発揮するという基本的な役割は変わっていないと思います。

(続く)

監査の批判的機能と指導的機能（続）

- しかしながら現在でも、監査現場における一番重要な機能は、指導的機能なんですね。
- 指導機能を発揮して、会社側と議論し、結果として、無限定適正意見ならば、それでOKです。
- しかし、監査人としてどうしても譲れないという場合に、それは批判機能に結びつくわけですから、現実においても指導機能の重要性はいささかも減じていないということです。
- ただ、現在の監査実務においては、これは公認会計士の力量不足かもしれませんが、

（続く）

監査の批判的機能と指導的機能（続）

- 指導機能が現場で弱まっている。…
 - 若い公認会計士が、いま9000人もいるわけです。果たして監査法人も十分に教育して現場に送り出しているのか。
 - この数十年間あるいは今後の公認会計士監査の役割という点につきましても、本質的には批判機能というのは変わらないですけれども、公認会計士は力量を付けて現場で大いに指導機能を発揮して欲しいと思います。

（千代田教授発言）

むすび

公共財としての会計・監査を担う
公認会計士

公共財としての会計・監査を担う公認会計士

- 会計・監査は、
 - すべての市場参加者が利用する公共財としての経済情報を提供しており、国民経済（市場経済）が円滑に機能するために不可欠な社会基盤（社会インフラ）である。
- 公認会計士は、
 - 国民経済の重要な社会インフラを担う会計・監査の専門家としての社会的使命を有している。

公共財としての会計・監査

投資家(個人、機関)

